

障害者自立支援法と障害児施設との関係について思うこと

全国重症心身障害児(者)を守る会
顧問 山崎國治

- 1) これまでの障害福祉サービスは、法制定の公布年月が異なるように、それぞれの法律で縦割りのサービスでしたね。

障害者自立支援法(以下、「支援法」と呼びます。)の特徴の一つは、年齢や障害種別を越えて一元化(一本の法制度にまとめること)し、サービス提供の主体(サービスを受ける人は、客体となります。)も市町村に一元化しました。

具体的に見てみますと、これまで児童福祉法に規定されていた「在宅サービス」、「育成医療」、「補装具」、「日常生活用具」などが支援法の適用となりました。

これまであった児童福祉法のこれらの規定は、削除されています。
 - 2) では、「なぜ障害児施設も、支援法に規定しなかったのか……」という疑問が起ってきます。(起こってこない人は幸せな人ですね。)
- 現在の障害者の事業・施設の体系は、33種類あるそうです。これを6事業に絞りこみました。そして、5年間の猶予を与えるというものです。いつ移行するかは、市町村の障害福祉計画に盛り込まれることになっています。
- 「疑問」の答えは、障害児施設に関しては、「支援法の施行後、3年を目途に、実施主体の在り方等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」と、支援法の附則第3条に書いてあることです。児童福祉法ではなく、支援法に書いてあることに注意してください。
- こうした理由から、障害児施設は児童福祉法のなかで、生きながらえることになりましたので、新しい障害児施設給付費も児童福祉法を根拠として給付されることになったのです。
- 障害児福祉の多くが支援法に移行したのですが、障害児施設だけは、3年以内の結論待ちとなって、いわば先送りされてしまいました。
- ちなみに、今年の6月15日に学校教育法改正が成立、6月21日に公布されました。改正内容は、現在の盲・聾・養護学校の区分をなくして、「特別支援学校」とするものです。教員免許も「特別支援学校教諭免許状」に変わります。施行は来年4月1日からです。
- 障害児の学校は、一足早く、統合の一元化を図ったこととなります。

- 3) 支援法は、障害児・者の障害の種別を問わずにサービス提供の対象としていますか？と問われますとね。答えは「NO」ですよね。

支援法の対象としている障害児・者は、身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者の三種別のみです。すべての障害児・者を含めた法律ではありません。障害者基本法も、また、しかりなのです。(第2条を参照してください。)

このことに関しては、平成17年7月の衆議院厚生労働委員会と同年10月の参議院厚生労働委員会で附帯決議がありました。次の文です。

「発達障害や難病などを含め、普遍的な仕組みとすること」

発達障害については、平成16年12月に「発達障害者支援法」が公布され、平成17年4月から施行されていますし、「発達障害者」と「発達障害児」に分け、「発達障害の定義」も明文化しています。(第2条を参照してください。)

具体的に普遍的な仕組みを、どう作るのかが大きな課題といえますね。

支援法でも、附則第3条で、「障害者等の範囲を含め、3年を目途に検討する。」としています。

- 4) 在宅障害児施策は支援法、障害児施設施策は児童福祉法という現状は、これまでに見てきましたように、高邁な支援法の目的理念(第1条です。)から考えて、5年後の一元化は避けられないと思われますね。

障害児施設が支援法に吸収されるとしますと、「療養介護児」と「療養介護者」の区分となるのでしょうか。「療養介護事業」は市町村事業ですから、市町村への事務移譲が考えられます。

先に紹介しましたように、学校教育の場でも、「特別支援学校」に一元化したように、医療を必要とする障害児に、発達障害児も含めて「療養・発達障児事業」の創設となるのかも知れません。

その方向は、3年以内に結論が示されますので、私たちもその検討内容に大きな関心を持ち、子どもたちの生活保障を守りぬく決意で、意見や要望を提言していくことが肝要となつてまいります。

(平成18年8月4日 記)